

令和 6 年 2 月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会



玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月9日（金曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子	2番 江藤 徳幸	3番 繁田 郁子
4番 (欠席)	5番 小野 文隆	
6番 武石 俊一（副会長）	7番 安藤 慎八（会長）	

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣	2番 長尾亀世美	3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八	5番 藤原 善和	6番 渡邊 清文
7番 石井由美子	8番 (欠席)	9番 湯浅 定夫
10番 (欠席)	11番 (欠席)	12番 (欠席)

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	井村 剛秀	主幹（統括）	梅木 嘉子
主査	繁田 寿美	主査	樋口 亜衣子

7. 会議の概要 事務局長	お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 ただ今より令和6年2月定例総会を開催します。 着席して進めさせていただきます。 それでは、会長、あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会を進めさせていただきます。 農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会 会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告しま す。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございまし たら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。 以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくお願いま す。
議長	本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、3番委員、 5番委員、よろしくお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はあり ませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を願いま します。 それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定によ る許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説 明いたします。 番号1、土地の所在は、大字塚脇字田中〇〇番〇外2筆です。地 目は田で、合計面積は2, 862㎡です。譲渡人は、〇〇市の〇〇 〇〇さんで、譲受人は、大字〇の〇〇〇〇さんです。売買です。担 当委員は、2番委員です。

	距離は約300mで耕作可能です。譲受人の農地はすべて耕作管理されており、農機具の所有はトラクター、管理機などです。農業従事者は本人と妻で、取得後の耕作に問題ありません。
推進委員	特にありませんが、番号1については、譲渡人は遠方でなかなか農業ができないということで、意欲ある譲受人が後を引き受け耕作するということです。
農業委員	番号3の調査結果を報告します。2月1日、申請者の〇〇さんと、推進委員と事務局で現地の立ち合いを行いました。土地の所在は小田の〇〇〇のすぐ前になります。〇〇さんは次男で、母親が1人で居たのですが、5年くらい前に長男の所に行きまして、空き家になっております。田んぼのほうは自分が昨年譲り受けましたが、家のほうがまだ残っていらして、それに付いていた畑になります。譲受人はこの〇〇さんの裏の家になります。今も家庭菜園をしています。譲受人も70歳なのですが、ネギ、コメなど農業を頑張っています。別に問題ないと思います。
推進委員	特にありません。
議長	それでは、質疑はありませんか。
農業委員	番号1の人は、農機具は全部そろっているということですか。
農業委員	電話で聞きましたが、トラクターやコンバインは持っています。家まで見に行くことはしていませんが、前の〇〇の所、今は分譲してしまったところですが、田んぼを作っていました。
推進委員	〇〇〇のほうも作っているので、機械は持っていると思います。
事務局	〇〇さんですが一応実際に水稻栽培はされているので、トラクター、コンバイン、田植え機など水稻栽培に必要なものは一通り持っています。 ちょっと補足になりますが、〇〇さんは不動産業をされているので、3条申請に関しては必ず耕作してくださいということを、今回

	〇〇〇〇本人が窓口に来たり、現地もすべて立会して、伝えていきます。3年耕作の約束をしているので、管理ではなく耕作してくださいということは都度都度、お伝えしております。 先ほど委員さんの説明にありました〇〇のほうですが、元々荒れている所でしたので、まず草を刈ってください、それからですということで、12月くらいにお願いしてありました。今回、草は刈っていただいております。こちらの地目は田なのですが、水を引いたり、田んぼとしてもずっと使っていないので、畑で果樹などを植えるということで、管理してくださいということは言っております。〇〇につきましては、前の方がネギを作っていたので、ネギ畑の土になっているので、ネギを作ろうと〇〇さんは考えているようですが、いずれにしても耕作をしてくださいということをお願いしてあります。 今年度、結構農地を〇〇さんが取得されましたので、来年度、作付けがちゃんとできているかそれぞれ確認して、ちょっとできていないような状況があれば、次、3条申請が来たときに、ここ耕作していないので、許可が難しいですというような、事前にちゃんと耕作してくださいということは伝えようと思っています。
推進委員	追跡調査はしていないのか。確か〇〇で取得した所はしていないと思うが。
農業委員	3年耕作は、玖珠町農業員会での約束事で、ただ法的には全然強制力がないんですね。そこは皆さん認識しておいてください。
推進委員	じゃあ、強制はできないわけだ。
事務局	3年耕作は、玖珠町農業委員会での約束事なので、相手に強く言われると、法的には拘束力はありません。 ただ、〇〇の所につきましては、推進委員さんが耕作されていないようだとすることなので、そこは、この後の転用案件で〇〇さんとお話しすることがあります。法律的には、1回は耕作しなさいというところが最低限のようです。今度お会いした時には作ってくださいと話してみます。

農業委員	現地確認の時、3年作ってくださいと、口に出します。とにかく、玖珠町農業委員会としては、3年は作ってくださいというしかありません。
推進委員	県内ではないのか。
農業委員	農業委員会ごとに違います。
推進委員	じゃあ、すぐ家が建てられるのではないか。
事務局	許可取ってすぐに転用では、そもそも3条申請する際にそのような計画があったのではないかとということで、転用の許可が出にくくなると思います。3条申請の際は、農地として使う、継続しての利用が基本として申請してもらうことになっています。
農業委員	相続だったら。
事務局	相続は3条許可を取らないので、3年耕作は対象外です。相続してすぐ3条申請するという方もいます。
農業委員	農業委員会としては、3年耕作で申請を出していますので、見かけて、耕作してなかったら、所有者に声をかけてもらいたいと思います。
事務局	今回の〇〇さんの所に限らず、農地パトロールの際に、3条申請の際に現地を見に行ってもらってますので、ここは耕作していないよということがあれば、3年くらいは書類で連絡先が分かりますので、どこか見つけたときは事務局まで教えてください。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(多数挙手)

推進委員	今回の場所の件で、隣の土地を3条申請を出さなくてもよかったんじゃないか。
事務局	こちらの場所が都市計画区域内になります。3,000㎡を超えると開発許可が必要になります。今回は、ギリギリ3,000㎡以内になるように、分筆して申請しています。〇〇さんは農業も一応していますので、残りの部分は3条申請という形になっています。 ちなみに、前回宅地分譲で申請した場所がここから南の所にありますが、8区画のうち半分は家が建ってたり、建設中だったりしています。聞いたところ、すべて売約できているとのことでした。
事務局	補足ですが、奥の〇〇〇番〇を続けて開発するかというと、現状では難しいと思います。図を見ていただくと、奥の土地に対しては位置指定道路を新たに作らなくてはいけません。作ろうとすると、そのために隣の農道を〇〇さんが買って位置指定道路を新たに作らないといけないということになります。3年後、この計画の延長で、というのはありません。別途という形になると思います。
推進委員	農道については、地主と周りの人が道にして、用水の側溝も良くしていました。奥に地主の農地がありますが、そこも造成して今は田んぼとして使っています。ただ高齢なので、これからどうなるかはわかりませんね。
議長	この方は、不動産業と農業どちらもしているので、今後もこんなことがあります。何か気になることがあればどんどん質問してください。
農業委員	玖珠町農業委員会としては、3年間耕作を続けてくださいとお願いし続けることで、よろしくお願いします。
議長	質疑が無いようでしたら採決します。 まず、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員	(多数挙手)
議長	賛成多数でございます。議案第 2 号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第 3 号、非農地証明願いについてです。それでは、事務局説明をお願いします。
事務局	番号 1、場所は、大字塚脇字箱割〇〇〇番〇です。登記簿地目は畑、現況は雑種地で、面積は、9. 9 1 m²です。申請者は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。同農地は、町道の収用時の残地で、面積も狭く、農地としての活用はできない状態のためです。担当委員は、2 番委員です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号 1 を 2 番委員、お願いします。
農業委員	番号 1 の調査結果を報告します。2 月 5 日、申請者の代理人の〇〇さんと推進委員と事務局で現地の確認を行いました。土地の所在は、大字塚脇箱割〇〇〇番〇、塚脇の〇〇の信号の所を塚脇のほうに進んだ所に位置しています。雑草が生えていますが、管理はされています。平成 5 年頃から非農地となっております。町道の拡張で狭くなり、そのまま雑種地となっています。農地として使うことは困難ということです。
推進委員	土地はわずかで、三角で効率が悪いです。雑種地として管理してもらえればと思います。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
事務局	補足説明をします。議案の参考資料集をお開きください。非農地証明願いの発行基準です。今回は、第 4 条の（４）の項目に当てはめています。委員さんの報告にあったとおり、約 1 0 m²ほどの狭い土地で耕作が難しいというところで非農地判断となります。
議長	質疑はありませんか。

農業委員	〇〇さんは全部売るんじゃないかったですか。
事務局	ここの土地に関しては農地としての利用が困難という判断から、非農地証明という申請にしました。地目を変更してから、名義変更してくださいとしています。
議長	ほかに無いようでしたら採決します。
議長	議案第３号 非農地証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成でございます。議案第３号について、原案のとおり決定し、非農地証明書を交付します。
議長	次に、議案第４号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第４号 農用地利用集積計画書についてご説明いたします。別冊の議案書の最後のページの表をご覧ください。 すべて、新規の設定です。 ３年から５年の合計件数は２２件で、合計面積８６，８４９㎡です。 ６年から９年の合計件数は３件、合計面積１０，５６９㎡です。 １０年以上の合計件数が５件で、合計面積は、１６，７４１㎡です。 合計件数３０件、合計面積は１１４，１５９㎡です。 以上です。
議長	質疑はありますか。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。

農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。議案第４号については、原案どおり承認します。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第１号、買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付についてです。本許可は、１１月と１２月の定例会の議案で承認をいただいた農地法第３条買受適格者証明願い後に、競売に参加・落札した申請者に対する許可書の交付となります。詳細は、ご一読ください。 次に、報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による相続による所有権移転が１件提出されております。詳細は、ご一読ください。 次に、報告第３号、農地法第１８条による合意解約通知書が６件出されております。詳細は、ご一読ください。 次に、報告第４号、農地所有適格法人要件確認書になります。 農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇 組合長〇〇〇〇さん、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さん、農事組合法人〇〇組合長〇〇〇〇さん、以上の法人は、要件を満たしていることを報告いたします。
議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。 (省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会２月定例総会を閉会します。